

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第10回幹事会)

◆開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第10回幹事会）を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の関東地方整備局河川調査官の柿崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初にお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。議事次第、構成員名簿がございまして、資料-1、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」、資料-2、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」、参考資料1、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対するパブリックコメントについて」、参考資料-2、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」のうち、「報告書（素案）」からの変更ページ」、ほかに補足資料が6部ございます。配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

また、記者発表の際に会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭のあいさつ部分までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日のご出席者のご紹介をさせていただきます。茨城県から、榊企画部長様。

○茨城県企画部長

よろしくお願い致します。

○河川調査官

後藤土木部長様。

○茨城県土木部長

よろしくお願い致します。

○河川調査官

栃木県の県土整備部長の代理で久保次長様。

- 栃木県県土整備部長代理
よろしくお願ひします。

- 河川調査官
群馬県、企画部長の代理で岡野副部長様。

- 群馬県企画部長代理
よろしくお願ひします。

- 河川調査官
笹森県土整備部長様。

- 群馬県県土整備部長
よろしくお願ひします。

- 河川調査官
埼玉県、下仲企画財政部長様。

- 埼玉県企画財政部長
よろしくお願ひします。

- 河川調査官
県土整備部長の代理で柳沢副部長様。

- 埼玉県県土整備部長代理
よろしくお願ひいたします。

- 河川調査官
高沢企業局長様。

- 埼玉県企業局長
よろしくお願ひいたします。

- 河川調査官
千葉県、総合企画部長の代理で二橋水政課長様。

- 千葉県総合企画部長代理
よろしくお願ひします。

- 河川調査官
小池県土整備部長様。
- 千葉県県土整備部長
よろしくお願ひ申し上げます。
- 河川調査官
東京都、都市整備局長の代理で安井技監様。
- 東京都都市整備局長代理
よろしくお願ひします。
- 河川調査官
建設局長の代理で飯塚河川部長様。
- 東京都建設局長代理
よろしくお願ひします。
- 河川調査官
水道局長の代理で黒沼企画担当部長様。
- 東京都水道局長代理
よろしくお願ひいたします。
- 河川調査官
続きまして、関東地方整備局ですが、山田河川部長。
- 河川部長
よろしくお願ひします。
- 河川調査官
福渡広域水管理官。
- 広域水管理官
よろしくお願ひいたします。
- 河川調査官
山本水災害予報企画官。

○水災害予報企画官
よろしくお願ひいたします。

○河川調査官
荒川河川計画課長。

○河川計画課長
よろしくお願ひいたします。

○河川調査官
高橋河川環境課長。

○河川環境課長
よろしくお願ひします。

○河川調査官
最後に私、河川調査官の柿崎でございます。

本幹事会につきましては、規約第6条の2により、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。また、あわせまして職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承ください。

なお、取材及び別室での一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴をされ、議事の進行にご協力いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。また、議事の進行に支障を与える行為がある場合には、申しわけございませんが、ご退席いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思ひます。

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長の山田よりごあいさつを申し上げます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

皆さん、おはようございます。河川部長の山田でございます。本日は大変お忙しい中、また、早朝からこの「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第10回幹事会）」にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

前回、9月13日に開いてから若干期間があいているわけですが、ご存じのように、この間、10月6日に「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を公表いたしまして、パブリックコメントや、学識経験を有する方々のご意見及び関係住民の皆様のご意見をいただいていたところでございます。この場を借りて、ご協力いただきました皆様にお礼申し上げます。

今回は、これまでにいただきましたパブリックコメントや学識経験を有する方々のご意見及び関係住民の皆様からのご意見に対しまして論点を整理した上で、それらの論点に関する考え方をお示しするとともに、これらの結果を踏まえて修正しました「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」についてご説明をさせていただきます。

今後、本日ご説明させていただきます報告書原案（案）に対する関係地方公共団体の長及び関係利水者のご意見をお聞きして、その後、事業評価監視委員会のご意見をお聞きした上で、対応方針（案）を決定して検討結果を本省に報告していくこととなります。

本日も構成員の皆様には活発なご議論をお願いいたしまして、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○河川調査官

誠に申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

（カメラ退室）

○河川調査官

ご協力ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。お手元にお配りしております議事次第に従いまして、事務局より説明をさせていただきます。

○河川計画課長

河川計画課長の荒川でございます。

まず前回、第1回検討の場・第9回幹事会以降のこれまでの経緯について振り返って説明いたします。資料としましては資料2「報告書（原案）案」の6－9ページをお開きいただきたいと思います。

6－9ページには「6.2 パブリックコメント」としまして、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するパブリックコメントの概要を取りまとめてございます。前回、9月13日に第9回幹事会を開催させていただきましたが、その後、報告書の素案については10月6日に公表してございます。その後、報告書の素案に対する意見としまして、10月6日から11月4日までの間、広く意見を募集するため、パブリックコメントを実施してまいりました。結果については6－9ページに示してございますが、5)の中段の「意見提出者」に記載していますとおり、全国から延べ5,963名の方からご意見をいただいております。意見提出者の皆様の都県別等の概要につきましては円グラフ等で示していますので、ごらんください。

なお、パブリックコメントでいただいたご意見それぞれにつきましては、お手元に配付しております参考資料1としまして「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討 報告書（素案）に対するパブリックコメントについて」でご紹介していますので、ごらんいただきたいと思っております。

また、「報告書（原案）案」の6-10ページをお開きください。6-10ページには6.3の「意見聴取」としまして、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取の観点で記載してございます。6-10ページでございますが、6.3.1の「学識経験を有する者からの意見聴取」について記載してございます。意見聴取につきましては、10月27日に現地視察を実施させていただき、また、11月4日に意見聴取の場を開催し、メンバーとしましては表6-3-1に示している方々からご意見を伺ってございます。主なご意見については、このページの下から12ページにかけて意見の概要について掲載していますので、ごらんいただきたいと思います。

6-13ページをごらんください。13ページには6.3.2として「関係住民からの意見聴取」について記載してございます。意見聴取については、1都5県在住の方々を対象としまして、11月6日から3日間、4)に意見聴取場所と記載してございますが、千葉県香取市、群馬県長野原町、埼玉県さいたま市・久喜市で意見聴取を実施してまいりました。

発表者としては、記載していますとおり、合計で51名の方から、1都5県在住の希望者の全員の方々から素案に対するご意見を伺ってまいりました。意見発表していただいた方の都県別等については円グラフに示してあるとおりでございます。

また、6)に記載していますとおり、意見発表者の募集に際して事前にご提出いただきました意見の概要を本報告書（原案）案の巻末の資料として後ろにつけてございますので、ごらんいただければと思います。また、こちらの概要でございますが、発表者の皆様の発表内容につきましては、発言録として今後ホームページに掲載していく予定です。

以上が第9回幹事会以降のこれまでの意見聴取、パブリックコメントの経緯でございます。

続きまして、パブリックコメント等に寄せられた意見に対する検討主体の考え方について説明させていただきたいと思っておりますので、資料1をご用意いたします。

まず、表紙をごらんください。タイトルとしまして、「パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方」として、こちらを示した資料でございます。また、四角枠の中に、いただいたご意見の今回の整理の考え方のほうを記してございます。内容としましては、いただいたご意見については、できるだけわかりやすくご説明させていただくという観点から、ご意見等については論点を体系的に整理させていただいた上で、論点ごとに検討主体の考え方を示す形式をとらせていただいております。

この会議では、いただいたご意見に沿って主なものを説明させていただきますので、まず、1ページをごらんください。まず、見方でございますが、一番左側の欄から該当する章、1ページは「全般的事項」と書いていますが、次のページからは章が入っています。また、「意見番号」、左から3段目では、「ご意見を踏まえた論点」ということと括弧書きの中にあるように「論点に対応するご意見の例」として記載してございます。そして、一番右側には「検討主体の考え方」を示してございます。

例えば1ページ目の概要でございますが、こちらのほうには全般的事項としまして、論点としましては「ダム事業の検証への取り組み姿勢について」、また、「検討主体について」

ということで、内容としましては第三者機関を設置すべきというような全般的にかかわる論点についてご意見をいただいております。

これについては、右側の「検討主体の考え方」については、本省で開催されている有識者会議の中間取りまとめで示された内容を主としながら検討主体の考え方を今回示させていただきます。

また、2ページをごらんください。一番上の段に「巨大災害について」として、ご意見としましては、3・11東日本大震災で明らかなように想定を超える自然災害はダムでは防ぐことはできないですとか、浅間山等の噴火に伴う泥流等の影響について検証すべきというようなご意見をいただいております。

これについては右欄で、中間取りまとめの検証と並行しまして、国土交通本省において震災から得られる教訓等を踏まえた知見・情報を整理した上で、本省の有識者会議に提供すると聞いていますというような考え方を示させていただきます。

次に、4ページの一番上の段でございます。4ページの2.2章で「治水と利水の歴史」に関連して意見をいただいております。論点として「利根川の治水計画の変遷について」ということで、例えば昭和24年の利根川改修計画の基本高水ピーク流量毎秒1万7,000トンは過大であるとか、基本方針の毎秒2万2,000トンは過大であるなどのご意見をいただきました。

これについて右側に示してございますが、考え方としましては、今回の八ッ場ダム検証の治水対策案の立案では基本高水ピーク流量は用いていませんですとか、下から2番目のポツになりますが、利根川の基本高水については、八ッ場ダムの検証と並行いたしまして日本学術会議に評価を依頼し、9月1日に評価の結果をいただいておりますという旨を記載してございます。また、これらの考え方については、ご意見を踏まえまして原案の案に記述を追加してございます。

次に、7ページをごらんください。7ページの中段の四角枠でございますが、2.4の「現行の治水計画」という部分では、「利根川における治水事業の進め方について」として、例えば八ッ場ダムの建設費用を堤防整備に向けるべきですとか、堤防強化とともに水位上昇を防ぐためのできる限りのことをしてほしいなどのご意見をいただいております。

こちらについて右側では利根川の流域の状況ですとか、利根川の治水の考え方というものを記載してございます。また、今回の検証につきましては20の治水対策案、その中には河道掘削も含めた20の対策案を立案して検討を行ってきたなどの検討主体の考え方をお示ししてございます。

次に、8ページの一番上の論点でございますが、「現行の八ッ場ダム基本計画の信頼性について」として、例えば過去に事業費が倍増した経緯への検証が行われていないなどのご意見を踏まえまして、右側では、事業費の変更の経緯など検討主体の考え方をお示ししてございます。

また、それらの考え方については、今回、報告書の素案の段階から報告書の記述を追加してございます。本文の修正箇所についてですが、参考資料2をお配りしてございます。タイトルとしましては「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」のうち、「報告書（素案）」からの変更ページ」という資料をお手元にお配りしてございます。こ

らは素案からの変更箇所というものがわかるような形で該当のページのみ取りまとめた資料でございますが、例えば今のページでございますと、3-5ページの表の下から（参考）ということで記載してございますが、事業費の変更につきましては、1）の「総事業費の変更について」、また右側のページには「ダム高の変更について」など、これまでの経緯について新規に項目立てをして、ご意見を踏まえた形で資料の記述の追加等を行ってございます。

また、先ほどの考え方の資料に戻っていただきまして、先ほどの8ページをもう一度ごらんいただけますでしょうか。8ページの一番下に記載してございますが、「八ッ場ダム建設による既設発電所への影響等について」という項目。例えば、ご意見としましては、トータルで減電となり、莫大な補償費が必要などのご意見を伺ってございます。

これにつきましては右側で考え方としまして、発生電力量については、今回、概略的な試算でございますが、ダム建設前とダム建設後の発生電力量をお示ししております。また、これにつきましては報告書へも記述の追加を記載してございます。また、この試算に基づく減電に係る補償に要する費用については、素案に示している残事業費に含まれていますというような考え方をお示ししてございます。

次に、9ページの一番下の枠でございますが、「八ッ場ダムの水質（pH、ヒ素等）について」、論点を示してございます。ご意見としましては、ヒ素等が含まれる水は飲みたくない、強酸性の水は飲料に適さない等のご意見をいただいております。

右側では、検証では水環境の観点から評価を行い、水素イオン濃度は建設前後で変化が小さい。また、ヒ素は建設前に比べて低下すると予測してございます。また、一番下のポツですが、上水道取水地点は吾妻川になく、利根川本川にあり、取水地点やその付近の水質観測地点においては、ヒ素等の環境基準を十分に満足しており、飲料水としての利用に支障はありませんと検討主体の考え方をお示しさせていただいております。

次に、10ページの一番上の枠でございますが、「八ッ場ダム建設に伴うこれまでの環境保全の取り組みについて」、例えば環境アセスメント法施行前に定められて手続を踏んでいるという説明のみですとか、貴重な自然環境は保存に努めるべきなどのご意見をいただいております。

こちらについて右側でございますが、環境影響評価法に基づく評価項目について、専門家の助言を受けながら環境保全対策の検討を続けている旨、また、今回お配りしている資料の中に補足資料がございます。補足資料は6種類配ってございますが、その1つ目としまして「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討「環境調査の概要」というものをお配りしております。こちらは八ッ場ダムの建設に伴う環境調査の概要をまとめたものでございますが、こちらで環境に関する調査等を行っている旨、考え方についても記載してございます。内容についての詳細は、こちらをごらんください。

次に、同じ10ページの上から2段目でございますが、「吾妻峡の保存について」のご意見をいただいております。

右側の考え方でございますが、例えば2つ目のポツでございますが、八ッ場ダムについては吾妻峡のほぼ中央部としておりましたが、文化庁との協議の結果、文化財の保護の観点から当初の計画より約600メートル上流にダムサイトの建設予定地を変更している。

また、これにより鹿飛橋などの吾妻峡の象徴的な景観を形成する要素に影響なく、約4分の3の区間は現状のまま保全されますというような考え方をお示ししてございます。

次に、11ページには「八ッ場ダム建設の総事業費、工期、堆砂計画の点検結果について」、関連したご意見を記載してございます。

右側については、それぞれ考え方をお示しさせていただいておりますが、上から3つ目のポツでございますが、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討の総事業費及び工期の概要ですとか、八ッ場ダム建設事業の検証に係る堆砂計画に係る別添、補足資料を先ほどの環境と同様にお手元にお配りさせていただいておりますので、こちらをごらんください。

次に、12ページには「八ッ場ダム周辺の地盤特性について」として、例えば3つ目のポツでございますが、防災研が応桑層の上湯原地区で巨大な地すべりがあると指摘されているが、国交省のホームページでは河川の蛇行地形という偽りが書かれているなどのご意見をいただいております。

こちらについては右側の上から2番目の部分でございますが、川原湯・上湯原地区にある広い緩斜面は、蛇行した河川の跡である旧河岸段丘上に崖錘堆積物と応桑岩屑流堆積物が覆ってできたもので、ボーリング調査を行った結果、段丘砂礫とその下の堅硬な岩盤を確認しております。地表にも滑落崖と思われるような段差地形などは見られないことから地すべり面ではないと考えていると検討主体の考え方を示してございます。

次に13ページの上の段には、「八ッ場ダムにおける地すべり対策について」に関しまして、例えばダム湖により地すべりが誘発され、盛り土地は崩壊するなどのご意見をいただいております。

検討主体の考え方としまして、一番上のポツでございますが、ダム事業における地すべり対策は、湛水の影響を回避する観点から実施していること。また、一番下から2番目のポツでございますが、先ほどと同様に、今回、別添資料としまして「地すべり等の対策工」の概要についてお示しした資料をお配りさせていただいておりますと考え方を示してございます。

また、ご意見を踏まえまして、報告書の4-3ページにも記述を追加してございます。

続きまして、14ページの下の段をごらんください。「八ッ場ダムにおける代替地地区の安全対策について」に関して、例えばご意見としましては、代替地は湛水した場合の安全性の評価がされていないですとか、素案に示されている代替地の安全対策工では効果が無いなどのご意見をいただいております。

これにつきましても、検討主体の考え方を右側にお示しさせていただくとともに、一番下のポツ、「代替地地区の安全対策工」という資料を補足資料4として今回お示ししてございます。

続きまして、16ページをごらんください。上の段には「ダムの事業費に含む内容について」として、ご意見としましては、自然破壊のコストを含めるべきですとか、品木ダムが稼働していることが必須の要件であり、品木ダムの維持管理費等も含めるべきというようなご意見をいただいております。

これについて右側では、本検討では自然環境保全措置に関する費用を見込んで残事業を出させていただいていること。また、それ以外の影響については評価軸で評価している旨

を記載させていただいてございます。上から2段目でございます。また、一番下の段でございますが、品木ダムについては、八ッ場ダムの有無にかかわらず必要なものであり、今後とも適切に管理していくという旨、考え方としてお示しさせていただいております。

次に、17ページの中段でございますが、4.2の「洪水調節の観点からの検討」に関して論点をお示ししてございます。例えば2つ目の枠のところでございますが、今回の検証の目標とした毎秒1万7,000トンについてとして、例えば考え方がわかりにくいですとか、過大であるなどのご意見をいただいております。

こちらにつきましては右側に考え方を示してございますが、河川整備計画相当目標流量の毎秒1万7,000トンについて、設定の考え方を①、②として今回お示ししてございます。利根川水系の社会・経済重要性を考慮し、他の直轄河川における水準と比較した場合に相対的に高い水準を確保することが適切である。また、②としまして、整備計画が河川基本方針に沿った段階的な中期的な計画であることから、その目標流量については20年間から30年間の河川整備の実現性等を考慮しながら設定していると。その結果、年超過確率70分の1から80分の1に相当する毎秒1万7,000トン（八斗島地点）とすることとしておりますというような考え方を示しながら、ご意見を踏まえまして本文のほうも修正させていただいております。

また、18ページの一番上の「八ッ場ダムを含む案」についてでございます。例えばご意見としましては、毎秒3,000トンの内訳が不明。毎秒3,000トンというのは目標流量の毎秒1万7,000トンと河道目標流量の毎秒1万4,000トンの差、毎秒3,000トンの内訳が不明などのご意見をいただいております。

これにつきまして右側に洪水調節量の考え方をお示するとともに、今回、報告書の4-22ページに洪水調節量の内訳を示した表を今回新たに掲載してございます。

また、2段目でございますが、「八ッ場ダムの洪水調節効果について」として、過去に示した数字より大きい理由が不明ですとか、カスリーン台風では効果がないことを国が認めているなどのご意見をいただいております。

右側でございますが、2段目、過去に示した平均毎秒600トンとは計算目的や条件が今回異なること。また、下から2段目でございますが、カスリーン台風の話でございますが、利根川の治水計画はカスリーン台風時の降雨パターンだけで限定しているものではなく、吾妻川上流に集中して降ったパターンも含む多くの実績降雨パターンを考慮して作成されているものと考え方をお示ししてございます。

次に、19ページの一番下でございますが、「新規利水の観点からの検討」として、「水需要予測について」として、例えば人口が減少し、水の使用量も減るため予測が過大であるなどのご意見をいただいております。

これにつきまして右側でございますが、検証要領細目における水需給の計画の確認等の位置づけについて再度お示しするとともに、3つ目のポツでございますが、各主体が行う利水事業についての再評価においても「事業は継続」との評価を受けていることなどを検討主体として確認しているという旨、お示ししてございます。

また、20ページでございますが、「必要な開発量の確認について」として、事業主体からの回答が正しいか、検証を行っていないなどのご意見に対して、右側で考え方を示すと

ともに、21ページをお開きいただきたいのですが、次のページ以降につきましては、ご意見をいただいた東京都、茨城県、千葉県などの水需要予測についてのご意見について、利水者の方々の考え方も含めて、それぞれ検討主体の考え方を示してございます。

また、23ページの下段でございますが、「地下水の利用について」について、ご意見をいただいております。

こちらにつきましては、右側の2つ目のポツでございますが、地下水については過剰な汲み上げにより激しい地盤沈下を生じた地区があることから、地盤沈下防止等対策要綱や自治体が定める規制等の条例が存在することと、地下水質の汚染などから使用を中止している井戸があること等を踏まえ、各利水者が判断しているところという考え方を示してございます。

次に、24ページの上の段ですが、「節水機器の普及と水需要について」として、節水機器の普及で水需要は減るはずなどのご意見をいただいております。

こちらについては3つ目のポツですが、各利水者は節水機器の普及による節水効果の反映された実績値や節水機器による減少要因を考慮して推計した原単位を用いて必要量の推計を行っておりますとしてございます。

また、その下の段でございますが、「実現性の乏しい利水代替案について」ということで、富士川導水や千曲川導水の利水代替案の意見などをいただいております。

右側でございますが、富士川の導水ですとか、千曲川の導水は古くから当時の建設省によって計画が検討されているということから、今回、利水代替案のほうで検討させていただいたという旨、記載してございます。

次に、26ページの下段でございますが、こちら以降は4.5の「目的別総合評価」ですとか、4.6の「検証対象ダムの総合的な評価の結果」について、ご意見及び検討主体のほうの考え方を示してございます。

また、28ページには、「検証対象ダムの総合的な評価の結果」としまして、八ッ場ダムの賛否に関するさまざまなご意見を載せさせていただいております。

最後に、29ページには「洪水調節に関する便益の検討」について、また、「流水の正常な機能の維持に関する便益の検討」について検討主体の考え方を示してございます。

また、費用便益の算定につきましては、こちらは補足資料として、八ッ場ダム建設事業の費用便益比算定資料を、お手元にお配りしてございます。

以降についても、いただいたご意見を踏まえた論点と考え方を示してございます。

議事3の説明については以上でございます。

続きまして、議事4も説明させていただきます。「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について説明させていただきます。資料2の原案の案の報告書でございます。

まず、資料2の1ページの目次をごらんください。こちらで原案の案の概要について説明させていただきます。原案の案は、本報告書の素案から、今回、パブリックコメントや、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取に係る経緯につきまして今回6章を中心に改めて記載いたしました。また、全体としましては、パブリックコメント等に寄せられた意見を踏まえまして報告書の修正や記述を素案の段階から行ったものでございます。また、

7章の対応方針とございますが、素案では今後、対応方針の原案を作成するという旨の記載しかありませんでしたが、今回は原案の案の段階として対応方針（案）について記載してございます。こちらが素案と変わる点でございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、1-1ページをごらんください。下から2段目以降を今回追加してございまして、経緯を入れさせていただいております。そして、これまでの検討結果を踏まえて素案を作成し、また、一番下の段でございますが、ご意見を踏まえた形で今回、原案の案を作成したところですよという記載を追加してございます。

また、2-1ページ以降でございますが、2章から4章につきましては、先ほど説明させていただいたとおり、パブリックコメント等のご意見を踏まえて修正及び記述の充実、また表現の適正化という観点から修正を行ってございます。説明につきましては先ほどと重複する部分がございますので、今回省略させていただきます。

修正箇所については、参考資料2の素案と原案の変更のページを後ほどごらんください。資料としては5章、5-1ページに「費用対効果の検討」を示してございます。簡単にご説明させていただきますと、ハッ場ダムの費用対効果分析としまして、洪水調節及び流水の正常な機能の維持の2つの目的について費用対効果を検討してございます。検討に当たりましては、5.と書いてあるところの下に前提条件が書いてございますが、洪水調節についてはマニュアルに基づき最新のデータを用いて検討を行っている。また、流水の正常な機能の維持についても同様にマニュアルに基づき検討を実施しておりますということ。また、記載はございませんが、新規利水については各利水参画者が実施するものとなっておりますので、ここでの検討には含めてございません。

また、5.1以降は、洪水調節に関する年平均被害軽減額をお示ししてございまして、右側に今回対象としました8つの洪水の降雨パターン、また下には流量のハイドログラフを示させていただきながら、次の5-3ページの(6)、「年平均被害軽減期待額の算定」というところでございますが、ハッ場ダムの建設事業の年平均被害軽減期待額については約1,343億円と算出させていただいております。

また、5-4ページでございますが、こちらには「流水の正常な機能の維持に関する便益の検討」の概要を示させていただいております。検討に当たりましては、CVM（仮想的市場評価法）による検討を行い、郵送によるアンケート調査を実施しております。

(2)、「アンケート調査の概要」とございますが、調査の概要としましては、吾妻峡に必要な水量、年間を通じて毎秒2.4トン以上を確保することによる流況改善効果に対する支払い意思額を計測するというやり方で、支払い意思額については、(3)の一番下の段でございますが、月/世帯当たり136円ということで支払い意思額の平均値を算定してございます。

全体の結果につきましては、5-7ページにB/C費用対効果分析の結果について示してございます。今回検討の結果、ハッ場ダム建設事業の費用対効果としましては約6.3という算出結果をお示しさせていただいております。

また、6-1ページ以降は関係者の意見聴取ということで、先ほどと説明は重複しますので省略させていただきます。

最後に、7-1ページには、冒頭で説明しましたとおり、パブリックコメント等からご意見を踏まえた形で原案の案段階での対応方針（案）について記載してございます。

読ませていただきますが、まず一番上のマル、「検証対象ダムの総合的な評価」としましては、1番目、洪水調節、新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は現行計画案（ハッ場ダム案）である。

また2番目、流水の正常な機能の維持の目的について、目的別の総合評価を行った結果、ハッ場ダムによる利水放流を考慮する場合に最も有利な案は現行計画案（ハッ場ダム案）であり、利水放流を考慮しない場合は「ガイドライン案」である。

3番目、1及び2の結果を踏まえると、流水の正常な機能の維持の目的について、最も有利な案は現行計画案（ハッ場ダム案）である。

4番目、これらの結果を踏まえると、総合的な評価の結果としては、最も有利な案は現行計画案（ハッ場ダム案）であると評価しましたという総合的な評価を記載しております。

また、「パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からのご意見」としては、パブリックコメント、関係住民及び学識経験を有する者からの意見聴取を行い、さまざまな観点から幅広いご意見をいただきました。これらのご意見を踏まえ、報告書（素案）の修正等を行った旨、記載してございます。

また、「関係地方公共団体の長及び関係利水者からのご意見」としまして、括弧書きでございしますが、「今後、「対応方針（原案）」の作成、及びハッ場ダム建設事業の検証に係る検討に対する関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等により記述する予定。」と記載してございます。

また、4つ目、「事業の投資効果（費用対効果分析）」としましては、各種マニュアルに基づきまして費用対効果を行った結果、B/Cは6.3であり、事業の投資効果を確認した旨、記載してございます。

最後に「対応方針（案）」としまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検証に係る検討を行った結果、ハッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられるという対応方針（案）としてございます。

報告書の原案の案の説明は以上でございます。

今後は、先ほど説明させていただいたとおり、関係地方公共団体等の皆様にご意見をいただきながら、その結果等を踏まえて報告書の原案を作成してまいります。

また、その段階、原案の案の作成の段階から修正を行う部分がございますが、あらかじめご容赦願います。その後、事業評価監視委員会でご意見をいただいた上で、関東地方整備局としての対応方針（案）を取りまとめさせていただき、国土交通本省に報告することとなります。

説明については以上でございます。

○河川調査官

本日、私どもが用意した資料は以上となります。

◆討議

○河川調査官

これから討議に入りたいと思います。何かございましたら手を挙げていただきまして、所属とお名前を発せられた後にご発言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県企画財政部長

埼玉県の企画財政部長の下仲と申します。今回、いろいろ検討していただきまして、八ッ場ダム建設の継続という対応方針が示されたということございまして、治水・利水の両観点から我々が主張してきた内容が認められたということございまして、いわばこれは当然の結果かなと思っておるところでございます。

これまで行われました八ッ場ダム建設事業の関係住民による意見聴取の場、そういった場で実際に昭和22年のカスリーン台風を経験した方が出席されまして、当時の恐ろしい体験談を発表、また治水に対する熱い思いを訴えられたと聞いております。

また、パブリックコメントにおきますと、約6,000件の意見が寄せられたということで、八ッ場ダムに関する関心の高さというものがうかがわれますし、さらに事業の必要性について多くの住民の方にご理解いただいたと我々としてはとらえておるところでございます。

ついては、ダムの検証を早急に終わらせていただきまして、平成24年度の予算にダム本体工事、これを計上していただきたいと思っております。

また、この検証のために費やした2年のおくれ、これを取り戻すために予算を集中投下していただきまして、基本計画どおり八ッ場ダムを平成27年度までに完成させていただくことを強く求めたいと思っております。

以上です。

○河川調査官

よろしく申し上げます。どうぞ。

○埼玉県県土整備部長代理

同じく埼玉県でございしますが、県土整備部の副部長の柳沢と申します。今、企画財政部長から話がございましたが、治水面で少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

昭和22年のカスリーン台風では甚大な被害を受けました。これは言うまでもございませんが、今年になりまして、新潟・福島豪雨、台風12号、さらに台風15号と、全国各地で想定を超えるような雨が降って大変多くの被害がございました。このことにつきましては皆さんご案内のとおりだと思っております。

利根川流域にも、このような雨がいつ降るかわからないと思っております。首都圏を含む広大な利根川流域の安全を確保するためには、検証のとおり八ッ場ダムが効率的で、

しかも効果的だと思っております。前田国土交通大臣におかれましては、結論を出す時期を年を越すことはないというようにお話になっておりますが、年末まで待たずに早く結論を出していただきたいと思っております。

以上でございます。

○河川調査官

どうぞ。

○埼玉県企業局長

埼玉県の企業局長の高沢でございます。私のほうは利水の立場から一言ご意見を述べさせていただきますと思っております。

本日、先ほどご説明いただきました資料2、7-1ページにあるとおり、八ッ場ダム建設が継続という対応方針が示されたことにつきましては、私たちがこれまで述べてきたとおりでありまして、これまでの検証の結果を踏まえたと当然の結果であると考えております。

埼玉県は、過去に何度も過酷な渇水に見舞われております。一部の地域におきましては断水になったり、あるいはプールの使用禁止や節水など、県民の方々に多大な迷惑をかけてきております。今後、将来にわたりまして、このような状況が繰り返されないということとはだれも断言できないと考えております。

八ッ場ダムは、これまでに約8割の工事が完了して、過去の渇水を繰り返さないためにも、また、今後の気象変動による水資源への影響を踏まえて考えてみますと、渇水に対して他の水系よりも低い計画であります利根川水系の利水安全度の向上のために必要不可欠な施設であると考えております。

したがって、今回示されました対応方針を真摯に受けとめ、速やかに検証を終わらせて、基本計画どおり平成27年度までに完成させるために今年度から可能な措置を実施していただき、早期に本体工事に着手するよう強く要望して私の意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○河川調査官

千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長

千葉県ですが、本県は利根川の最下流部に位置するわけございまして、利根川、江戸川の堤防は延べ180キロに及ぶことから、県民が安心・安全に暮らしていく上で洪水を安全に海まで流すということは大変重要なことだろうと考えているところでございます。

沿川の市町村長さんからいただいた意見をご紹介させていただきますが、「過去、たび重なる利根川堤防の決壊等により洪水の被害に見舞われるなど、水害との闘いを経験してきた。利根川東遷や明治以降の改修により強固な堤防が築造されているものの、洪水に対する不安を常に抱えている。東日本大震災では利根川の堤防が約2キロメートルにわたり沈

下・崩落等の被害に見舞われ、現在、国において復旧工事を実施している。近年の地球環境の変化による異常気象は世界的に大規模な洪水を引き起こすなど、利根川沿川住民にとって日々不安を払拭できない状態である。八ッ場ダム建設は利根川沿川自治体にとって治水・利水において重要な役割を果たすものと確信しており、住民生活の安全・安心の確保のため、八ッ場ダムの一刻も早い完成をお願いしたい。まさに千葉県としても同様の意見でございます。

したがって、今後、一刻も早くダムが完成できますように、さらなるコストの縮減ということにも努めていただきまして進めていただきたい、このように考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○河川調査官

東京都さん、お願いします。

○東京都都市整備局長代理

今、両県の方々が述べられた意見、東京都は全く同感なんですけれども、特にスピードアップを図ることについては、もうちょっと努力をいただきたいということがございます。9月13日にダムの案が最も有利という案がこの場に出されていたと。今日の資料を見ると、膨大な量で作業も大変だなということはよく理解するわけですが、もう2カ月以上たって、ようやくこの対応方針（案）などが示されたわけですから、このようなことは2年間のおくれ以上に、やはりなるべく早く、一刻も早くと前の大臣が言ったわけですから、一刻も早くということをもう少しきちっと受けとめて結論を出していただきたいというようなことをぜひお願いいたします。これは今後もそのとおりでございます。

1つ具体的なことを申しますと、「報告書（原案）案」の4-6ページでございますけれども、ここに検証に係る検討内容の工期について書かれてございます。表4-1-4という表があるわけですが、公告してから契約までに9カ月かかる。そうすると、この9カ月というのは、いろいろな基準でもルールにのっとってやるので必要な工期をとっているでしょうけれども、この間、何もやらないみたいな、そんなことはあってはならないと東京都としては考えております。

この間でも契約したら速やかにやれることというのは、大臣が言われたとおりであれば、年内にはきちっと予算に反映させ、年を越えることは、そんなことはあり得ないと国会の場で言っているわけですから、そのときに、契約したときに直ちにやれることというのはきっとあるはずなので、ぜひそういったことも含めて、この場でまた我々に示していただきたい。

これはやるという前提での話でございますけれども、今申し上げたような2年間のおくれを取り戻すということと、そのためには予算を集中投資するというのは当然でございます。それから、コスト縮減と短期工事も当然でございます、ぜひ今年度からできる措置はきちっとやっていただくということを改めてお願いしたいと思っております。

○河川調査官

どうぞお願いします。

○東京都水道局長代理

東京都でございますが、利水の観点から少し意見を述べさせていただきたいと思えます。

基本的なスタンスは、今、東京都の安井技監からのお話のとおりでございます。一刻も早く、こちらはけりをつけていただいて、27年度までに完成をしていただきたいということは論をまたないところだと思うのですが、利水の観点で少し具体的にコメントをさせていただきたいと思えます。

資料1、本日配られたパブコメに対する検討主体の考え方の中の21ページにもありますけれども、東京都の水需要予測について若干ご意見があつて検討主体の考え方が示されております。検討主体の考え方の中でも考え方を示しているところですが、東京都の水需要予測が過大である、水余りであるといったようなご意見があるようでございますが、そもそも東京都の水需要予測につきましては使用水量、お客様が将来使われるであろう使用水量をまず統計的な手法で予測をしているわけでございます。これは重回帰分析というものを使って予測した上で、過去の実績値、1日の最大の配水量は変動がございますので、これは過去の実績値を用いて、それを負荷率という形で考慮して今の水需要を予測しているわけでございます。

この考え方、平均使用水量を統計的手法で予測をする。さらには過去の実績値を踏まえて変動幅を考慮する。これはいずれも東京地裁の判断でも認められているところでございます。特に実績値を見て変動値を見るというのは、首都東京の安全を守る、利水の安全を守るという観点からはむしろ合理的であるというような判断までいただいております。

したがいまして、私どもの水需要予測は合理的であると考えているわけございまして、こちらの部分については確認の意味で、既に検証の考え方の中でもご検討いただいているところですが、意見を述べさせていただきたいと思えます。

さらに地下水についても触れられていますが、地下水については、先ほどもお話がありました。揚水規制ですとか、あるいは井戸の老朽化ということで、東京都におきましては長期的にもこの揚水の傾向は減少傾向にございます。さらには地下水の汚染というものがありますので、もともと安定的な水源としては位置づけられないという考え方でございます。

いずれにいたしましても、利水の観点からいきますと、渇水のリスクというのは極めて大きなものでございまして、少なくとも首都東京、これは全国並みの利水安全度を整えることはもとよりでございますけれども、過去の実績値も踏まえて安全度を合理的に備えるというのは当然のスタンスだと考えておりますので、27年度までの完成に向けて早期に着手していただけるよう、あわせてお願いをしたいと思えます。

以上でございます。

○河川調査官

茨城県さん、お願いします。

○茨城県企画部長

本日、総合的な評価の結果として最も有利な案が現行計画案、八ッ場ダム案であるとの評価結果が出されました。当然のことです。国におかれましては、これからの手続のスピードアップを図っていただき、早期に次の段階である本体工事着工に取りかかれる、そういった準備を始めていただきたいと思います。

事業の継続に際しましては、現行の基本計画どおり、平成27年度までにダムを完成させますとともに、この2年間のおくれによってコストも大分膨らんでいると伺っておりますが、基本計画どおり4,600億円の総事業費におさめること、これも当然のことです。国には最大限の努力をしていただきたいと思います。

24年度の予算に反映させますことはもちろんのこと、これまでのおくれを取り戻すべく、重点的な予算配分をぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

茨城県さん、どうぞお願いします。

○茨城県土木部長

それでは、続けて茨城県でございますけど、治水のほうからお話をさせていただきたいと思います。

茨城県では、昭和22年のカスリーン台風における坂東市での利根川本川の破堤、あるいは昭和25年、56年の台風で利根川の水位上昇に伴う逆流による小貝川の破堤等によりまして甚大な水害に見舞われているところでございます。このようなことから八ッ場ダム等の洪水調節施設の整備によりまして、洪水時の流量を低減させ利根川の水位を下げるということは茨城県の治水対策にとって非常に重要でありますことから、八ッ場ダム建設を継続するという事は当然の結果でございます。

また、今年も台風12号、15号、あるいは新潟・福島豪雨等により全国各地で甚大な災害が発生しているところでございます。近年は特に地球温暖化の影響と思われる気象変動によりまして、全国至るところで記録的な豪雨に見舞われておりまして、関東地方の山岳部においても、これまでの記録を更新するような豪雨がないとは言えない状況であります。

また、本県におきましても、3・11に発生した東日本大震災においては、だれもが想定できなかった大震災や大津波が発生している状況でございます。このように自然災害というのは場所を選んだり、時を待ったりはしてくれないことから、今回の検証でも明らかのように、八ッ場ダムのように整備が進んでいる事業、既にもう77%が進んでいるという進捗率でございますので、コスト的にも、あるいは時間的にも有利であることは明白でございますことから、この検証によるおくれを取り戻すべく、工期短縮を図るために、あらゆる努力をしていただいて、一刻も早く八ッ場ダムを完成させて、整備効果の早期発現を図っていただきたいと思います。

以上でございます。

○河川調査官

栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県でございます。今回示されました対応方針（案）、国が定められた手順に従って、予断なく検討を重ねた結果でございまして、八ッ場ダムが最も有利、ダム事業を継続するという検証の結果が出たことは当然のことだと受けとめてございます。

今後は、速やかに対応方針を決定して、ダム本体工事の着手に取りかかるための必要な措置をとるとともに、来年度予算案に必要な事業費を確実に反映させ、そしてまた基本計画どおり、総事業費4,600億円、そして平成27年度までの完成に向けて全力を尽くしていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○河川調査官

群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

群馬県です。秋までに結論を出す前任の大畠国土交通大臣が約束したにもかかわらず、秋までに検証が終わらなかったことは大変遺憾であり、残念です。

対応方針として八ッ場ダム建設事業の継続が示されたことは、八ッ場ダム案が最も有利であるという検討結果を踏まえれば妥当な判断だと思っております。関東地方整備局は、直ちにこの方針を本省に報告していただき、前田国土交通大臣が約束されました平成24年度予算に反映させるよう、大臣がこの報告に沿って対応方針を決断するよう本省にお伝えしたいと思っております。

それで質問なんですが、本県にかかわる関東地方整備局事業評価監視委員会の開催でありますとか、その後、本省に報告する具体的な日時というものを教えていただきたいということでもあります。

あと、パブリックコメントでいろいろな意見が出たということでございますが、地すべり対策についてパブリックコメントなどで具体的な場所が指摘されておりますので、群馬県としては、詳細なデータの提示なども含めて、きちんと検討していただきたいと考えております。

以上です。

○河川調査官

それでは、一通りご意見をいただきましたので、関東地方整備局から回答させていただきますと思います。

○広域水管理官

いろいろとご意見いただきまして、大きくりにしますと、まず、スケジュールのお話が非常に多かったかと思えます。それからもう一つは、早く予算をつけてということで予算の話ということであったかと思えます。

冒頭ご説明いたしましたとおり、これから関係地方公共団体の長及び関係利水者に対する意見聴取というものを開始させていただきたいと考えております。これを速やかに行った上で、事業評価監視委員会を開催し、できるだけ早く対応方針を決定してまいりたいと考えております。

予算の部分でございますが、前田大臣は、平成24年度予算に反映させると述べてございます。関東地方整備局としましても、できるだけ早期に検証に係る検討を終えるよう、実施要領細目に基づきまして必要な手続というものをとってまいりたいと考えております。

またあわせて、今回いただいたご意見につきましては、本省にお伝えさせていただきたいと思っております。

それから、群馬県さんからございましたが、地すべりについてのご質問がありました。報告書にもございますが、今回の検証に当たっては、「貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針(案)」に基づきまして、地すべり等の対策工の必要性も点検を行いまして、その必要経費を算定してございます。

今回の点検では、現時点で得られている技術情報をもとに、地すべり等の対策工を必要とする可能性がある地区につきまして、現時点で考える最大限の地すべりというものを想定してございます。実際の施工に当たっては、必要に応じてさらなる調査を進めた上で、さらなるコスト縮減、工期短縮というものに努めて、適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

今後の部分ですが、事業評価監視委員会で意見をいただいた後、関東地方整備局から本省へ対応方針(案)の報告をするのですが、その後、本省で有識者会議のご意見を踏まえて国土交通大臣が対応方針を決定されることとなっております。関東地方整備局としましても、その結論に沿って、どのような対策を実施する場合においても、実際の施工に当たっては、さらなる調査を行った上でコスト縮減、工期短縮に対して、できる限り努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○河川調査官

追加でご質問等ございませんでしょうか。群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長

本県にかかわる事業評価監視委員会のスケジュールもご提示いただけないでしょうか。できるだけ早期というお答えではあったんですが、ここ、そんなに時間のないところだと思えますけれども、いかがでしょうか。

○広域水管理官

これから地方公共団体の長と、それから関係利水者の方々に対する意見聴取をさせていただきたいと思っております、それが終わり次第、事業評価監視委員会について開催していきたいということで、今すぐ明確な日にちはお伝えできませんが、できるだけ早くやっていきたいと考えております。

◆閉会

○河川調査官

よろしいでしょうか。

それでは、貴重なご討議、ありがとうございました。これをもちまして、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第10回幹事会）」を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

— 了 —